

●香川県告示第340号

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程を次のように定める。

平成19年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2及び建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の9に規定する一般の閲覧に供する書類（以下「閲覧対象書類」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象書類)

第2条 閲覧対象書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項に定める書類
- (2) 建築士法第23条の9に規定する登録簿及び設計等の業務に関する報告書並びに建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第20条の4に定める書類

(閲覧所の設置)

第3条 前条の閲覧対象書類を閲覧するための場所（以下「閲覧所」という。）は、同条第1号に掲げる閲覧対象書類にあつては当該書類に係る建築物、建築設備又は工作物の敷地となる土地の区域を管轄する香川県土木部建築課内並びに建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和47年香川県規則第45号）第3条に規定する各土木事務所（香川県高松土木事務所を除く。以下同じ。）及び香川県小豆総合事務所に、前条第2号に掲げる閲覧対象書類にあつては香川県土木部建築課内に置く。

(閲覧時間等)

第4条 閲覧対象書類の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 閲覧対象書類を閲覧することができない日は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日とする。
- 3 知事は、閲覧対象書類の整理その他必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。
- 4 前項の場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所前に掲示する。

(閲覧手続)

第5条 閲覧対象書類を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他所定の事項を記入しなければならない。

(持出禁止)

第6条 閲覧対象書類は、これを閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事又は第3条に規定する各土木事務所若しくは香川県小豆総合事務所の長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、閲覧対象書類の閲覧を停止し、又は禁止する。

- (1) この規定の定めに従わない者
- (2) 係員の指示に従わない者
- (3) 閲覧対象書類を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがある者
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

附 則

この規程は、平成19年6月20日から施行する。